

平成二十六年政令第三百三十六号

特定秘密の保護に関する法律施行令
内閣は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）第二条第五号、第三条第一項及び第二項、第四条第二項、第五項及び第七項、第五条第一項、第三項（同法第七条第二項において準用する場合を含む。）、第四項及び第五項（同法第八条第二項において準用する場合を含む。）、第六条第二項、第十一条第一項第一号、第十二条第一項及び第三項（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項のただし書き、第十七条並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条）
第二章 特定秘密の指定等
第一節 特定秘密の指定（第二条—第六条）
第二節 指定の有効期間及び解除（第七条—第十条）
第三節 特定秘密の保護措置（第十一条—第十四条）
第四章 適性評価等（第十五条—第二十二条）
附則 第一章 総則（行政機関から除かれる機関）
第一条 特定秘密の保護に関する法律（以下「法」という。）附則第三条の規定により読み替えて適用する法第二条の行政機関から除かれる機関は、都市再生本部、構造改革特別区画推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開拓戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靭化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サバーゼキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギヤンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、認知症施策推進本部、人事院、官内庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、こども家庭庁、デジタル庁、公害等調整委員会、検察庁、公安審査委員会、国税庁、ス

ボーット、文化庁、中央労働委員会、林野庁、特許庁、中小企業庁、観光庁、運輸安全委員会及び会計検査院とする。

第二章 特定秘密の指定等

第一节 特定秘密の指定

（法第三条第一項ただし書きの政令で定める行政機関の長）

行政機関の長は、内閣法制局、消費者庁、文部科学省、農林水産省、水産庁、国土交通省、気象庁及び環境省の長とする。

（指定に関する記録の作成）

第三条 法第三条第二項の規定による同項の指定に関する記録の作成は、法第十八条第一項の基準（以下「運用基準」という。）で定めるところにより、法第三条第一項の規定による指定（以下単に「指定」という。）及びその解除を適切に管理するための帳簿（磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製するものを含む。以下「特定秘密指定管理簿」という。）に次に掲げる事項を記載し、又は記録することにより行うものとする。

一 指定をした年月日
二 指定の有効期間及びその満了する年月日
三 指定に係る特定秘密の概要
四 指定に係る特定秘密である情報が法別表第一号イからヌまで、第二号イからホまで、第三号イからニまで又は第四号イからニまでのいずれの事項に関するものであるかの別
五 法第三条第二項の規定により講ずる措置が同一項目各号のいずれの措置であるかの別
六 前各号に掲げるもののほか、指定を適切に管理するために必要なものとして運用基準で定める事項
（特定秘密の表示の方法）

一 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物体（別記第一様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報の記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。）
二 特定秘密である情報を記録する電磁的記録（当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたとき、別記第一様式の「特定秘密」の文字及び枠と共に認識することができるようにすること。）
三 特定秘密である情報を記録し、又は化体する物体（別記第一様式に従い、その見やすい箇所（見やすい箇所がないときは、その保管に用いる容器又は包装の外部）に、刻印、ラベルの貼付けその他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該物件のうち当該情報の記録し、又は化体する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。）
四 特定秘密である情報を記録する電磁的記録（当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたとき、別記第一様式の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにしてることを含む。以下同じ。）をした上で、指定有効期間満了表示すること。
五 当該指定について法第三条第二項第二号（通知の方法）
第六条 法第三条第二項第一号の規定による通知及び第三号に掲げる事項（同条第二号に掲げる事項にあっては、指定の有効期間が満了する年月日）に限る。第十一条第三項において同じ。）を記載した書面の交付（当該書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあっては、当該電磁的記録の電子情報処理組織（当該交付をするべき者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と当該交付を受けるべき者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織）をいう。第十九条において同じ。）を使用する方法による提供。以下同じ。）により行うものとする。

二 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。
口 法第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十条第一項又は第十八条第四項後段の規定により当該行政機関の長から当該指定に係る特定秘密の提供を受けた者
三 特定秘密指定管理簿に当該指定の有効期間が満了した旨を記載し、又は記録すること。
前項第一号に規定する「指定有効期間満了表示」とは、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりする指定の有効期間が満了した旨の表示（電磁的記録）にあっては、当該表示の記録を含む。）をいう。
四 特定秘密であつた情報を記録する文書又は図画（別記第二様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。）
五 特定秘密であつた情報を記録する電磁的記録（当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたとき、別記第二様式の「特定秘密指定有効期間

は、延長後の有効期間。以下同じ。）が満了したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。
一 当該指定に係る旧特定秘密文書等（特定秘密であつた情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）について、特定秘密表示の抹消（電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第一様式の「特定秘密」の文字及び枠と共に認識することができるようにすること。）
二 特定秘密である情報を記録する電磁的記録（当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第一様式の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにしてることを含む。以下同じ。）をした上で、指定有効期間満了表示すること。
三 特定秘密である情報を記録する電磁的記録（当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第一様式の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにしてすることを含む。以下同じ。）をした上で、指定有効期間満了表示すること。
四 特定秘密である情報を記録する電磁的記録（当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第一様式の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにしてすることを含む。以下同じ。）をした上で、指定有効期間満了表示すること。
五 特定秘密である情報を記録する電磁的記録（当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第一様式の「特定秘密」の文字及び枠を認識することができないようにしてすることを含む。以下同じ。）をした上で、指定有効期間満了表示すること。

六 特定秘密であつた情報を記録する文書又は図画（別記第二様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法によりすること。この場合において、当該文書又は図画のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、当該表示は、当該部分にすること。）
七 特定秘密であつた情報を記録する電磁的記録（当該電磁的記録のうち当該情報を記録する部分を電子計算機の映像面上において視覚により認識することができる状態にしたときに、別記第二様式の「特定秘密指定有効期間

（法第三条第二項第一号の規定による特定秘密の表示（電磁的記録（電子的方式、磁気的方）式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）にあつては、当該表示の記録を含む。以下「特定秘密表示」という。）は、次の各号に掲げる特定秘密文書等（特定秘密である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める事項に該当する。同条第三項の規定により同条第二項第一号に掲げる措置を講じたときは、特定秘密指定管理簿にその旨を記載し、又は記録するものとする。
二 特定秘密の表示の方法（法第三条第二項第一号の規定による特定秘密の表示（電磁的記録（電子的方式、磁気的方）式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）にあつては、当該表示の記録を含む。以下同じ。）にあつては、当該表示の記録を含む。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める事項に該当する。同条第三項の規定により同条第二項第一号に掲げる措置を講じたときは、特定秘密指定管理簿にその旨を記載し、又は記録するものとする。
三 特定秘密の表示の方法（法第三条第二項第一号の規定により講じた措置の記録）
第六条 行政機関の長（法第三条第一項本文に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。）は、規則第三項の規定により同条第二項第一号に掲げる措置を講じたときは、特定秘密指定管理簿にその旨を記載し、又は記録するものとする。
二 特定秘密の表示の方法（法第三条第二項第一号の規定により講じた措置の記録）
第七条 行政機関の長は、指定をした場合において、その有効期間（延長された場合にあつて、その有効期間）

| |
|---|
| <p>(国家公務員法第三十八条各号等に準ずる事由)</p> <p>第二十一条 法第十六条第一項ただし書の政令で定める事由は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十一条第二項の規定に基づく人事院規則で定める降任、免職若しくは降給の事由、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第一百七十九号）第六十三条の規定による降任若しくは免職の事由又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七条第二項の規定に基づく条例で定める職若しくは降給の事由若しくは同法第二十九条の二第二項の規定に基づく条例で定める降任、免職若しくは降給の事由とする。</p> <p>（権限又は事務の委任）</p> <p>第二十二条 行政機関の長は、法第五章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものと、國家公務員法第五十五条第二項の規定により任命権を委任した者（防衛大臣及び防衛装備庁長官にあっては、自衛隊法（昭和二十九年法律第一百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を委任した者）に委任することができる。</p> |
|---|

| |
|---|
| <p>附 則 （平成二十七年九月一八日政令第三四号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年十一月十日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成二十七年九月一八日政令第三二八号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 （平成二七年九月一八日政令第三三四号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。</p> <p>附 則 （平成二七年一二月一八日政令第三四二七号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 （令和元年一〇月一四日政令第一三六号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、特定複合観光施設区域整備法附則第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月七日）から施行する。</p> |
|---|

| |
|--|
| <p>附 則 （令和三年七月二日政令第一九五号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和三年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 （令和三年一二月二八日政令第三四九号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次項及び附則第四項の規定は、令和四年一月一日から施行する。</p> <p>附 則 （令和四年三月二十四日政令第八〇号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （令和五年三月三〇日政令第一一二号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 （令和五年八月三〇日政令第二六六号） 抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和五年九月一日から施行する。</p> |
|--|

| | | | |
|---|---|---|---|
| <p>備考</p> <p>色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。</p> | <p>備考</p> <p>色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。</p> | <p>備考</p> <p>色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。</p> | <p>備考</p> <p>色彩は、やむを得ない場合を除き、赤色とする。</p> |
| <p>別記第二様式（第七条関係）</p> | <p>別記第三様式（第十条関係）</p> | <p>別記第三様式（第十条関係）</p> | <p>別記第一様式（第四条関係）</p> |

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行の日（令和六年一月一日）から施行する。

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

この政令は、令和三年五月一日から施行する。

附 則

（令和五年一二月二〇日政令第三六八号） 抄

（施行期日）

この政令は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行の日（令和六年一月一日）から施行する。